

参議院議員通常選挙における投票用紙の交付誤りについて

参議院議員通常選挙において、下記のとおり投票用紙の交付誤りが発生したため、お知らせします。

記

事案の概要	所管：胎内市選挙管理委員会
	日時：7月20日（日）午前7時から午前7時50分頃
	場所：胎内市 第5投票所
	上記投票所において、有権者41人に対して、選挙区と比例代表選挙の投票用紙を取り違えて交付した。 原因は、投票開始前に選挙区と比例代表の投票用紙を取り違えて配置したこと（配置する際、複数人による確認を行ったものの誤りに気づけなかった）、また、投票用紙交付時に、種類を十分確認せずに交付していたことによるものである。
県選挙管理委員会の措置	胎内市選挙管理委員会に対し、事情を聴くとともに再発防止の徹底を申し入れた。 また、県内市区町村選挙管理委員会に対し、当該事案を情報提供するとともに、今後の投票事務に万全を尽くし、誤りを生じないように全投票所に徹底することを通知した。